令和5年1月13日
茅ヶ崎市景観まちづくり審議会
諮問1号　資料1－1

諮問1号
ちがさき景観資源の指定について
『浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア』

ちがさき景観資源とは

- 市景観条例で定められた独自の規定で、市内各地でまちのシンボルとなっている樹林、樹木、その他茅ヶ崎らしい景観を構成する要素を指定するもの（第15条第1項）

※ちがさき景観資源は、人々にとって愛着のあるみどり、水辺、公共空間、まち並み、心象風景、眺望、祭事等の資源を幅広く指定できる制度です。指定方針に合致するものを本市景観条例第15条第1項に定めるちがさき景観資源に指定します。

- 指定にあたり、審議会からの意見を聴くこと及び所有者の同意が必要となります（第15条第2項）

ちがさき景観資源の分類

分　類	要　素	指定実績
みどり	松林、松並木、屋敷林、社寺林、丘陵地、斜面林、水田、畑地、谷戸、樹林、並木、古木、草地など	5件
水辺	海、川、砂浜、池、用水路、湧水　など	
歴史・文化	別荘建築、庭園、史跡、寺社、伝統的農家住宅、囲障、古道、崖、長屋門、蔵など	今回指定
まち並み	住宅地、商業地、工業地、沿道、現代建築など	
公共空間	道路、公園、橋梁、文学碑、ストリートファニチャーなど	
心象景観	潮の香り、虫の声、花火大会の音と光　など	
眺望景観	海への眺望、山への眺望、丘陵から見下ろす眺望　など	3件
生活景観、祭事	地曳網、海の家、伝統行事・祭り　など	
その他	良好な景観の形成に寄与している人・団体　など	

指定候補地について

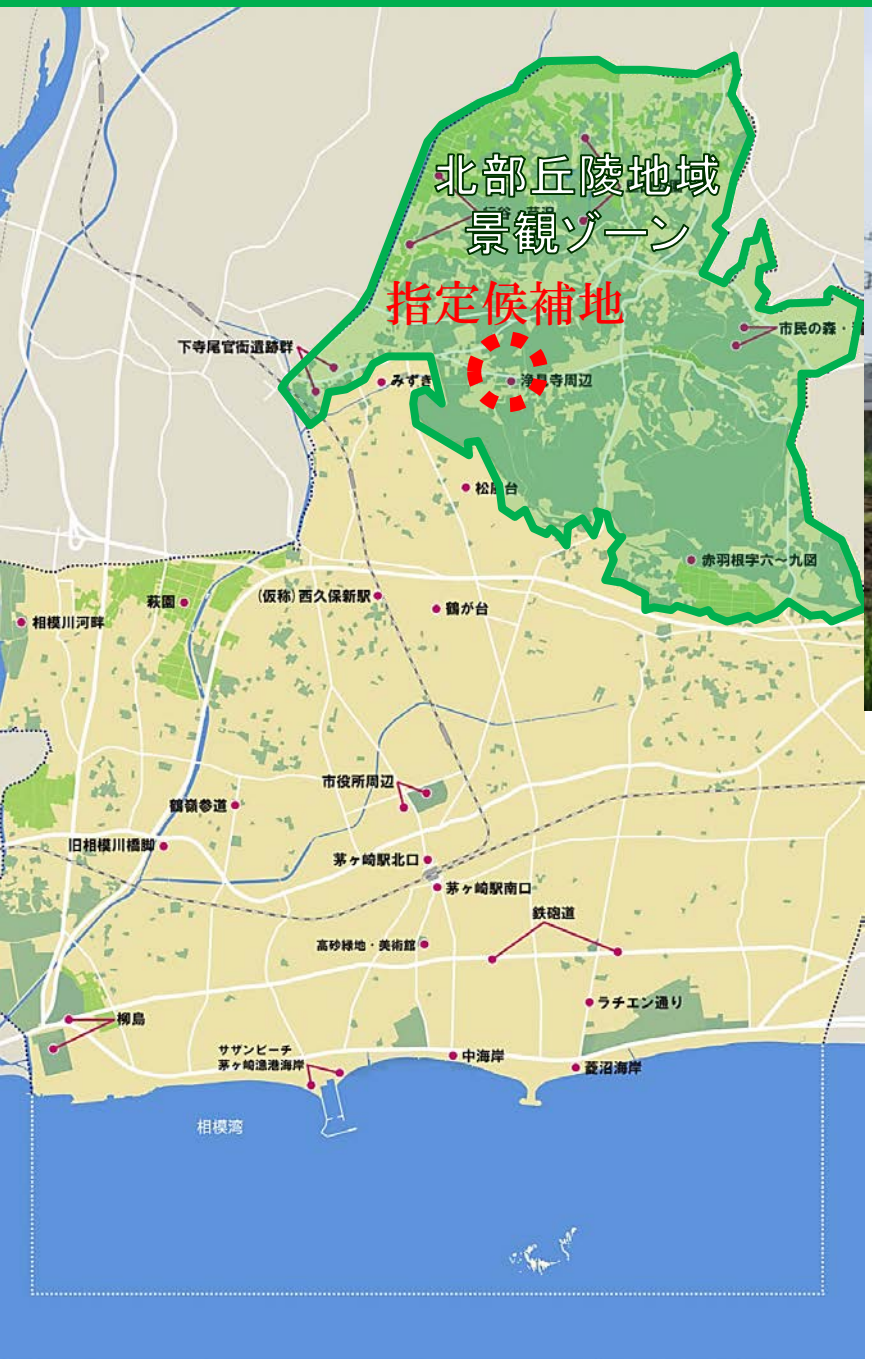

北部丘陵地域景観ゾーンの方針

茅ヶ崎を代表する自然環境が残され、希少な生き物が生息するエリアです。また、歴史的に価値の高い文化財が点在しており、史跡めぐりなどを楽しむ姿が見られます。これらの貴重な資源を次世代に引き継ぐために、多くの方が資源に触れ、価値・魅力を知ることが重要です。

歴史的資源の保全と活用

下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を保全するとともに、歴史を学び、楽しめる空間づくりを進めます。また、資源を活用した活動を展開し、本ゾーンの文化的価値を高め、市内外に魅力を発信します。

指定候補地について

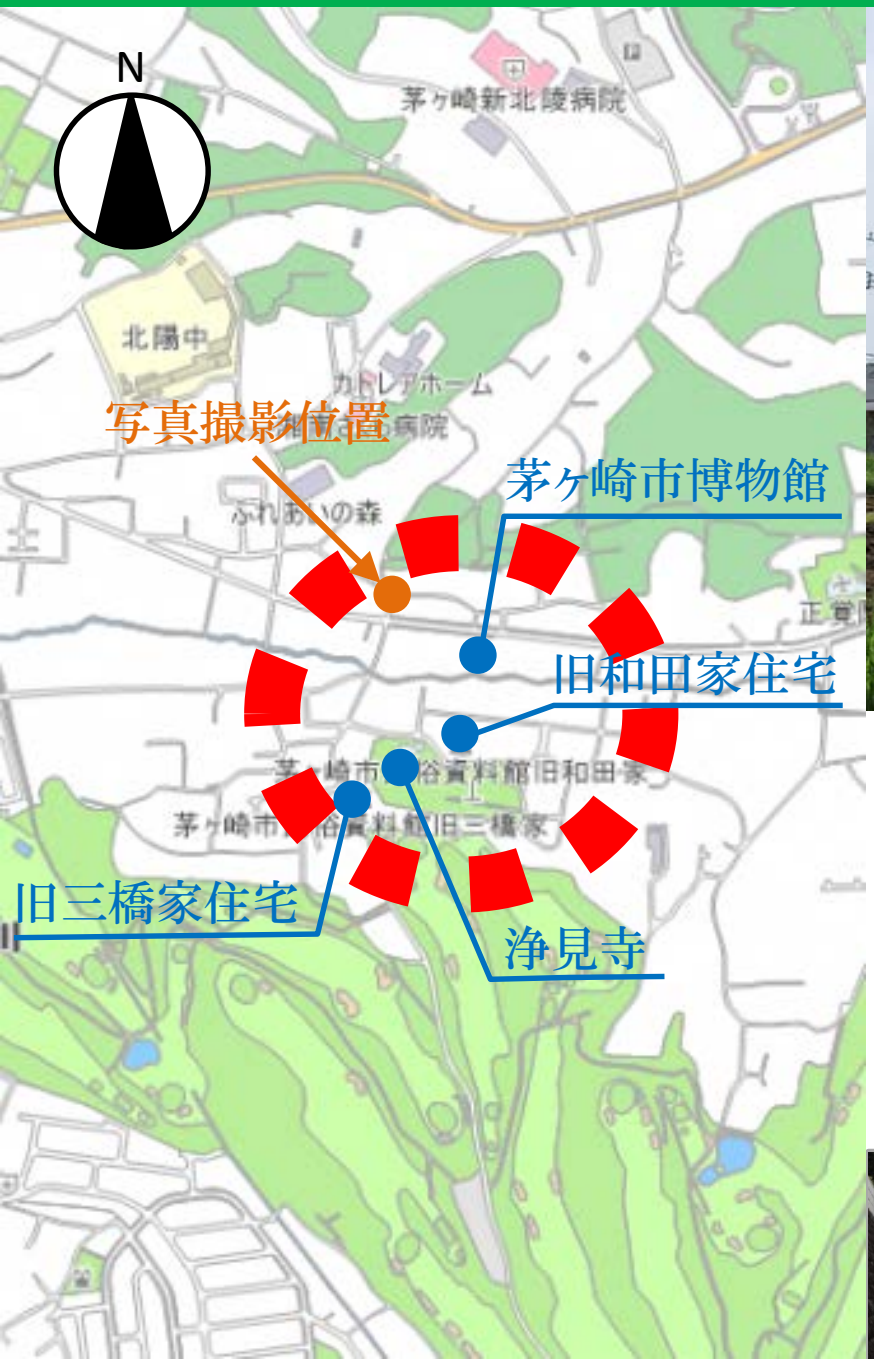

浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア

幕末期の生活に触れられる民俗資料館（旧和田家住宅・旧三橋家住宅）、浄見寺には市指定史跡、県指定史跡、県指定天然記念物等があり、茅ヶ崎の歴史の１ページをまとめて見ることができます。
また、今年度の夏には茅ヶ崎市博物館が開館し、歴史を感じるだけでなく、学ぶ機会を創出する施設が開館しました。
これを契機とし、浄見寺や民俗資料館周辺の眺望を保全・修景します。また、歴史資産を活用し地区の魅力を高める取組をすすめます。

周辺写真

指定候補地について

ちがさき景観資源の指定方針

1）景観計画、都市マスタープランなど、本市のまちづくりの目標や方針等に合致するもの。

2）市民や来訪者に愛され、茅ケ崎の文化やシンボルとなっているもの。

3）維持管理、指定解除の条件、周知イベントの実施など、保全活用方策を定めていること。

指定後は、資源の魅力の保全と活用、普及啓発に配慮した取り組みを進めます。

浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア

幕末期の生活に触れられる民俗資料館（旧和田家住宅・旧三橋家住宅）、浄見寺には市指定史跡、県指定史跡、県指定天然記念物等があり、茅ヶ崎の歴史の１ページをまとめて見ることができます。
また、今年度の夏には茅ヶ崎市博物館が開館し、歴史を感じるだけでなく、学ぶ機会を創出する施設が開館しました。
これを契機とし、浄見寺や民俗資料館周辺の眺望を保全・修景します。また、歴史資産を活用し地区の魅力を高める取組をすすめます。

周辺写真

経過及び今後の予定

令和4年　4月～	基礎調査、指定作業開始
令和4年　6月14日	景観まちづくり審議会へ報告
令和4年　7月～12月	指定案作成・関係部署及び関係者との協議
令和4年　12月	原案確定
令和5年　1月13日	**景観まちづくり審議会へ諮問**
令和5年　2月中旬	都市計画審議会へ諮問